

男女が共に生きるまち八王子プラン（第3次）

2019改定版

令和元年度（2019年度）評価報告書

令和2年（2020年）10月

八王子市

はじめに

本市では、平成 26 年（2014 年）3 月に、「人がひととして尊重されいきいきと暮らせる男女共同参画社会の実現をめざして」を基本目標とし、平成 26 年度（2014 年度）から令和 5 年度（2023 年度）までの 10 か年を計画期間とする「男女が共に生きるまち八王子プラン（第 3 次）」を策定しました。

その後、社会情勢の変化や課題に対応するために、平成 31 年（2019 年）3 月に「男女が共に生きるまち八王子プラン（第 3 次）2019 改定版」（以下「第 3 次プラン 2019 改定版」という。）を策定し総合的な取組を行っています。

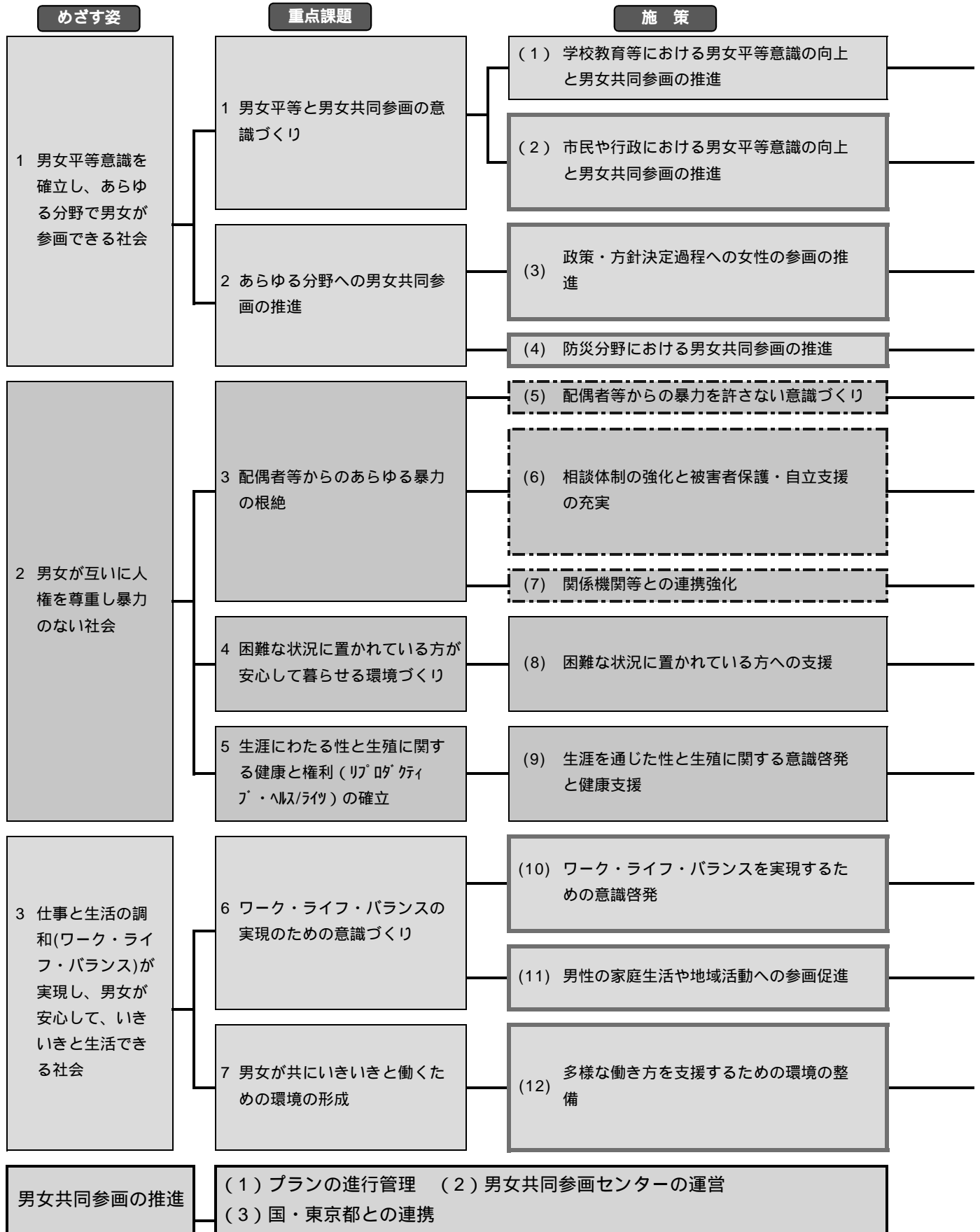
この報告書は、第 3 次プラン 2019 改定版に掲げている 64 の取組の令和元年度（2019 年度）における事業実績について、第三者機関である八王子市男女共同参画施策推進会議からの意見等を参考に評価したものです。この評価結果を踏まえ、男女共同参画社会の実現に向け、さらなる施策の推進に努めていきます。

目 次

1 . 男女が共に生きるまち八王子プラン（第 3 次）2019 改定版 体系図	1
2 . 評価の流れ	3
3 . 所管課による自己評価	3
4 . 評価	4
5 . 男女共同参画の推進	12
6 . 資料	
(1) 指標・数値目標	13
(2) 参考数値	15
(3) 八王子市男女共同参画施策推進会議開催要綱	19

1. 男女が共に生きるまち八王子プラン（第3次）2019改定版 体系図

基本目標 人がひととして尊重されいきいきと暮らせる男女共同参画社会の実現をめざして



施策の方向

幼児期からの男女平等教育の推進
 学校教育における男女平等教育の推進

男女共同参画推進のための意識啓発
 男女共同参画推進のための情報提供
 行政における男女共同参画の推進

市の附属機関等への女性の参画の推進
 政策・方針決定過程への女性の参画の推進に向けた啓発と情報提供
 行政における女性の参画の推進

男女共同参画の視点に立った災害対策の推進

配偶者等からの暴力防止のための啓発と情報提供

相談体制の強化
 被害者の安全確保のための支援
 被害者の自立支援体制の充実
 配偶者暴力相談支援センター機能の検討

関係機関等との連携による被害者支援の強化

女性のための相談の実施及び関係機関との連携
 性の商品化やセクシュアル・ハラスメント等性暴力の防止に向けた意識啓発と情報提供
 性の多様性を尊重する意識啓発と理解の促進

ライフステージに応じた女性の健康支援の充実
 性にかかわる健康と妊娠・出産について小中学生への意識啓発と情報提供
 妊娠・出産にかかわる健康についての意識啓発と支援の充実

市民へのワーク・ライフ・バランスについての意識啓発と情報提供
 事業者へのワーク・ライフ・バランスについての意識啓発と情報提供
 行政におけるワーク・ライフ・バランスの推進

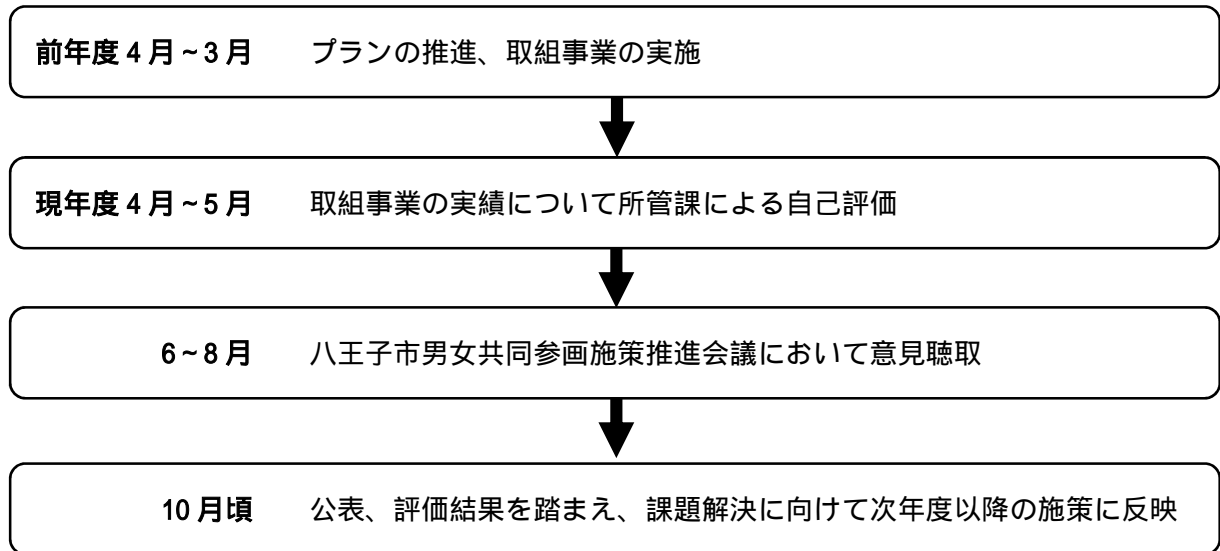
男性に対する家庭生活への参画のための知識習得の推進
 男性の地域活動への参画促進

子育て支援の充実
 介護への支援の充実
 出産・子育て、介護等のために、離職した女性への就労支援
 女性の就業継続やキャリア形成の促進

は、本市における「女性活躍推進計画」とする。

は、本市における「配偶者からの暴力の防止及び被害者支援基本計画」とする。

2. 評価の流れ



3. 所管課による自己評価

(1) 第3次プラン 2019 改定版に掲載されている全 64 の「取組事業」について、実施所管課による自己評価を行いました。

< 自己評価結果 >

(取組事業数)

評価区分	めざす姿 1	めざす姿 2	めざす姿 3
A (良好に進捗している)	3	4	0
B (進捗している)	17	52	42
C (あまり進捗していない)	0	1	1
D (まったく進捗していない)	0	0	0
計	20	57	42

各所管の取組事業実績の詳細については、ホームページに掲載していますのでご覧ください。

令和元年度(2019年度)所管課自己評価シート

<https://www.city.hachioji.tokyo.jp/kurashi/shimin/003/004/001/p022338.html>

(2) 所管課による自己評価及び八王子市男女共同参画施策推進会議における意見を参考に、市では第3次プラン 2019 改定版に定める3つの「めざす姿」に対し、A・B・C・Dの4段階で評価を行いました。

評価	評価の基準
A	施策が良好に進展している (76点～100点)
B	施策が概ね進展している (51点～75点)
C	施策があまり進展していない (26点～50点)
D	施策がまったく進展していない (0点～25点)

4 . 評価

めざす姿 1	男女平等意識を確立し、あらゆる分野で男女が参画できる社会	関連事業数
		20件

男女平等の意識づくりをすすめ、性別や年代にかかわらずだれもが個性や能力を十分に発揮し、あらゆる分野に男女が参画できる社会をめざします。

評価結果	B
------	---

評価理由

- ・男女共同参画社会の実現に向けた男女平等意識の醸成を図るために、各種講座やイベント等を通じて、男女共同参画に関する情報発信や意識啓発の取組を幅広い分野で行った。
- ・男女共同参画を進めるためには、あらゆる分野で男女が対等な立場で参画することが重要であるが、本市における政策・方針決定過程への女性の参画は依然として十分とは言えない。

現状と課題

- ・防災分野においては、近年は大きな災害が頻繁に発生していることに加え、新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、自然災害との複合災害に備えた防災対策が求められる一方で、自治会や消防組織への女性の登用は低い状況にあるなど、防災の現場における女性の参画が進んでいない状況にある。
- ・災害時には平常時の社会課題と言える固定的な性別役割分担意識が一層顕在化し、災害後には増大する家事、子育て、介護等の家庭責任が女性に集中することなどの問題が明らかになっている。

今後の方向性

- ・関係所管における連携した意識啓発の取組を充実させ、さまざまな立場の人たちに男女平等意識が醸成されるよう努める。
- ・これまで以上に女性の参画を推進するための意識啓発や情報提供を行うとともに、市民委員等公募制度などを活用し、女性の登用率向上につながる具体的な取組を行う。
- ・平常時から男女が協力することの重要性や、災害時に女性の視点を組み込んだ対応ができるよう、防災会議など災害対策の意思決定の場に女性が参画する必要性について引き続き意識啓発を行う。
- ・避難所運営マニュアルに基づく男女共同参画の視点に立った防災訓練を充実させるなど、災害時における円滑な対応ができるよう防災対策の強化を図る。

令和元年度（2019年度）の主な取組事業

重点課題1 男女平等と男女共同参画の意識づくり	
取組2 教職員の男女共同参画についての意識づくり	人権の尊重や男女の平等などをテーマにした教職員への各職層研修や夏季教員研修を通じて、男女共同参画意識をもった適切な指導や対応ができる教職員の育成を図った。
取組3 男女共同参画の視点に立った学校教育の実施	市立小・中・義務教育学校における「特別の教科 道徳」や特別活動では、男女平等についての計画的な指導を実施して児童・生徒への意識の向上を図ったほか、進路指導、性に関する指導について、生徒一人ひとりが主体的に進路を選択する能力・態度を身に付けられる指導ができるよう指導助言を行った。 また、各学校が計画的に指導を実施することができるよう、教科書を活用した年間指導計画を示した。
取組5 男女共同参画に関する情報の収集と提供	庁内の所管が実施するイベントを活用し、男女共同参画に関するパネル展示や計画の冊子等の配付など、より多くの方に男女共同参画に関する意識啓発と情報提供を行った。
重点課題2 あらゆる分野への男女共同参画の推進	
取組9（新） 附属機関等への女性の登用推進	附属機関等への女性の登用推進を図るため、市民委員等候補者の募集通知に「実際に委員に就任された女性の方の声」を掲載し、身近な制度と感じられるよう工夫した。 市民委員等公募制度を活用し名簿に登録された女性9名を実際に登用した。
取組12 災害対策に関する男女共同参画の意識啓発	防災意識の醸成に向けた出前講座や防災訓練に加え、新たに「総合防災ガイドブックセミナー」を開講し、女性の視点や男女が互いに協力することの重要性など、災害対策に関する男女共同参画の視点に立った意識啓発を行った。

（新）・・・第3次プラン2019改定版より新たに追加した取組事業です。

男女共同参画施策推進会議から出された主な意見

男女共同参画とジェンダー（社会的性差）の定義や規定の違いについて、行き届いた配慮で研修されていることは非常によい。

男女平等意識をもたせるには、幼児期からの働きかけが重要であるため、公立保育園の園長会を通じた公立保育園職員への意識啓発の取組はとてもよい。だが、公立のみならず、実際には割合の高い私立の幼稚園等においても、職員に対する男女共同参画への理解を深める研修等を行ってほしい。

附属機関等への市民委員等公募制度は、参加者の意識高揚と、市政に多様な意見を反映するという観点から今後も継続するとよい。

災害時における避難所等において女性の視点を盛り込むことや、避難所運営に男女が協力して関わること等が盛り込まれたパンフレットが配布されていることは大いに前進であると考えます。また、地域で行われている避難訓練等において、特に仮設トイレ設営等の衛生面については、実際に男女共同参画の視点が活かされる内容にしていくような働きかけが望まれる。

めざす姿 2	男女が互いに人権を尊重し暴力のない社会	関連事業数
		57件

配偶者等からの暴力をはじめとしたすべての暴力は重大な人権侵害であり決して許されるものではないという認識を深め、男女が互いに人権を尊重し、暴力のない社会をめざします。

評価結果	B
-------------	----------

評価理由

- ・さまざまな機会を捉え、DV、デートDVをはじめとした配偶者からのあらゆる暴力を許さない意識づくりに取組むとともに、DV被害者からの相談に対応し、関係機関と連携して適切な支援に取組んだ。
- ・セクシュアル・ハラスメントや性暴力など、さまざまな理由から困難な状況に置かれている方に対する各種相談事業を行うとともに、SNSの利用に関する講座などにより性暴力防止に向けた情報を提供するといった、被害の未然防止のための働きかけを行った。
- ・リプロダクティブ・ヘルツ/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の視点に立った各施策の取組については、女性の性や妊娠・出産にかかわる健康など、ライフステージごとの課題に応じた情報提供や具体的な支援を行った。

現状と課題

- ・DVが起きている環境では、児童虐待をはじめ、さまざまな問題が複合的に絡み合っていることが多い。特に、令和元年度末からは、新型コロナウイルス感染症に起因する生活の変化や不安等からのDVの増加・深刻化も懸念されている。
- ・SNSを通じた性被害など、性暴力は多様化している実態があり、人権を侵害する深刻な社会問題となっている。
- ・女性の健康にかかわる問題は思春期、妊娠・出産期、更年期などライフステージごとに大きく変化する特性があり、ライフステージごとの課題に応じた支援が必要である。

今後の方向性

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大に起因する外出自粛が行われる中、DV等の増加や深刻化が懸念されていることから、DV被害者が速やかに相談し早期に適切な支援を受けることができるよう、被害者の個人情報の管理に細心の注意を払い、関係機関との連携を強化し、切れ目のない支援により一層取り組む。
- ・セクシュアル・ハラスメントや性暴力などは重大な人権侵害であり、決して許されるものではないという認識を広げていくため、引き続き人権を尊重する意識啓発や情報提供を行うとともに、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの周知を図るなど、関係機関と連携し、きめ細やかな相談・支援を進めていく。
- ・女性が生涯にわたり健康な生活をおくることができるよう、引き続きライフステージにあわせた女性の健康づくりへの意識啓発と支援の充実に努める。

令和元年度（2019年度）の主な取組事業

重点課題3 配偶者等からのあらゆる暴力の根絶	
取組15 デートDVを防止するための意識啓発と情報提供の充実	大学生を対象とした出前講座を実施し、暴力が起こる背景やDVの実態等についての講義に加え、「メッセージ」()を活用した寸劇を学生に演じてもらうなど、暴力防止に向けた効果的な意識啓発のための取組を行った。 「私」を主語にして、自分自身がどう感じているかという思いを語ること。
取組16 関係所管職員の理解を深めるための研修等の実施	DV被害者支援連絡会議及びDV被害者支援関係機関担当者会を実施し、関係機関相互の連携を図るとともに、個別の事例から、男女共同参画課が中心となって関係所管とのヒアリングを行い、DV支援にあたっての連携の在り方や必要な支援方法など相互に情報共有を図った。
取組17 被害者の早期発見と支援のための相談の実施	子どもと家庭に関する相談時に、DVに関する内容が含まれていたケースにおいて、DV被害者の意向を配慮しながら関係機関と連携し、DV被害者と子どもの支援に努めた。DV相談件数117件（対応延べ児童数218名）
重点課題4 困難な状況に置かれている方が安心して暮らせる環境づくり	
取組33（新） 性の商品化やメディアリテラシー等についての意識啓発	講座「【親子で学ぶ】子どもとSNSトラブル～知っておこう！スマホ社会の現実と対応～」を開催した（参加者14名）。開催にあたり、より多くの若年層に対して意識啓発を行うため、親子で参加しやすい夏休み期間中に開催日を設定した。
取組36（新） 性的指向・性自認についての意識啓発と情報提供	講演会「LGBT当事者が語る 多様な生き方や暮らし方」（参加者46名）の開催及びLGBT電話相談を令和元年5月より開始するなど、性の多様性を尊重するための意識啓発や情報提供を行った。
重点課題5 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）の確立	
取組38（新） 女性の健康づくりに関する支援	高額な医療費を要する特定不妊治療について、平成31年4月から補助対象となる夫婦の所得合計額を730万円未満から905万円未満に変更し、不妊に悩む夫婦の経済的負担の軽減を図った。また、患者に対して、都独自の補助（不育症検査）の紹介を行った。
取組40（新） 思春期からの性にかかわる健康と妊娠・出産についての意識啓発と情報提供	命の尊さや家族の絆の大切さなど次代の親を育むための取組として、市内公立中学校21校の中学生を対象に、赤ちゃんやその家族とのふれあい等を通じた体験学習を実施した。

（新）・・・第3次プラン2019改定版より新たに追加した取組事業です。

男女共同参画施策推進会議から出された主な意見

DV防止に向けた各取組では、相談窓口や講座が充実しており、関係機関との情報共有や適切な連携についても、様々な工夫をされていることが読み取れ評価できる。社会全体で暴力を許さないという意識を共有するとともに、誰もが安心して相談できる体制を整えてもらいたい。

暴力の根絶に向けた取組のうち、DV関連施策に対して、性暴力やセクシュアル・ハラスメントに関する対策は少ないと感じる。また、性暴力に関する施策が青少年や若年層に偏っている印象を受ける。一定の年代にとどまらず、被害の対象を広く捉え取組を進めてもらいたい。

新型コロナウイルス感染症の影響により、休校やテレワークなどによるステイホームに起因して人との接触が少なくなり、自分のペースで動けないことによるストレス等から、DVの増加が懸念されている。今後、DVをはじめとした様々な問題が顕在化することを考慮し、経済的な支援と同時に、被害者の早期発見のための更なる相談体制の充実と支援を望む。

めざす姿3	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)が実現し、男女が安心して、いきいきと生活できる社会	関連事業数
		42件

男女が共に自分らしい生き方を選択でき、あらゆる世代においてワーク・ライフ・バランスが実現し、男女が安心して、いきいきと生活できる社会をめざします。

評価結果	B
------	---

評価理由

- ・ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた市民への意識啓発の取組として、各種講座やホームページ等を活用した情報発信、子育て世代を対象とした講演会や親子参加型のイベントの開催など、子育て世代の若年層へ積極的に働きかけた。
- ・事業者へのワーク・ライフ・バランス推進のための取組としては、関係機関と連携したセミナーの開催や事業者間での情報交換の場を設けるなど、効果的な取組を行った。

現状と課題

- ・令和元年度においては新型コロナウイルス感染症の影響により、やむを得ず事業の中止を余儀なくされたが、令和2年度以降の予定には事業継続のための建設的な取組内容の記載が複数見受けられる。
- ・新型コロナウイルス感染症に起因する雇用や生活等が「新しい生活様式」、「新たな日常」の構築に繋がるよう、多様で柔軟な働き方が可能となる環境の整備をはじめ、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた取組が一層求められる。
- ・社会変革や行動変革に順応するためにテレワークの導入や男性の家事・育児等の家庭参画を促すなど男女共同参画社会の実現に向けた取組を一段と加速させていく必要がある。

今後の方向性

- ・従来の方法に加え、ネット配信などの多様な方法を活用して情報発信や啓発を実施し、市民や事業者の意識改革に取り組む。
- ・テレワークやITの導入に向けた補助金等の制度・各種相談窓口の案内など関係機関と連携して多様で柔軟な働き方を可能とする環境整備に努め、男性の家庭生活や地域活動への参画の促進に取り組む。

令和元年度（2019年度）の主な取組事業

重点課題6 ワーク・ライフ・バランスの実現のための意識づくり	
取組44 ワーク・ライフ・バランス及び女性活躍を推進する企業の紹介と支援	子育て応援企業の交流の場を設け、事業者間で情報共有ができるよう子育て応援カフェを開催し、事業者間の連携強化のための仕組みや共同開催イベントについて情報交換を行った。
取組48 育児に参画するための妊娠期からの講座等の実施	父親が妊娠期から出産後までの女性の心と体の状況について知り、家庭や地域での父親の役割を学ぶことができるよう、妊娠期の講座（パパマクラス）を開催し、グループワークを通じて参加者同士の交流を図った（父親の参加者数460人）
重点課題7 男女が共にいきいきと働くための環境の形成	
取組52 ファミリー・サポート・センター事業の実施	地域での育児の相互援助活動であるファミリーサポート事業において、提供会員希望の方への講習会をはじめ、対象児童の年齢の拡充や（小学校4年生 6年生）保育資格がない方も提供会員になれる機会を増やすため、登録に必須のサポート講習会（3日間）の拡充を図った（2回/年 3回/年）
取組56 ひとり親家庭の就労に向けての支援の実施	ひとり親家庭の就労に向けた支援として、市の就業支援専門員による就業相談等の支援に加えて、八王子駅北口から徒歩5分の場所に、ひとり親家庭のための八王子市就労生活相談窓口を開設し、相談からスキルアップ、就労、定着まで一貫した支援を行った。

男女共同参画施策推進会議から出された主な意見

市職員の年次休暇取得率や年間時間外勤務について、各所管で達成率の差が大きいため、分析を行うことで、今後の取組の達成状況改善に繋げてほしい。

育児に関する妊娠期から、父親への講座の継続的な開催などを行うことで意識の向上に繋がっているのは評価できる。

ワーク・ライフ・バランスは、仕事と育児や介護との両立だけでなく、地域活動や自己啓発なども含んでいる。仕事との両立ができるように、企業や市民が利用しやすいようなものを含んだ制度の情報提供や導入の支援が必要である。

各企業における具体的な制度や取組がどうしたら進むのか、先進企業の事例紹介をしてPRしつつ、他の企業の環境形成の推進を図るなどの取組の検討や、先進企業の取組を発掘する工夫をしてほしい。

《男女共同参画施策推進会議から出されたその他の意見》

- ◆ 各所管課での取組毎の評価や反省、展開など、より具体性がある内容にしてほしい。
- ◆ 「男女平等意識の中での不平等感覚の原因は何か」のような視点で、問題点をさらに掘り起こしていく必要があると思われる。
- ◆ 男女が対等な立場で物事に対処していくことは当然のことであるので、性別に限らず能力のある人が指揮・指導できるようになってほしい。
- ◆ 各事業において、新型コロナウイルス感染症の影響により事業の縮小や延期が見受けられ、様々な課題が生じることが予測される。今後は、ネット配信などを活用し、新型コロナウイルス感染症防止を考慮した多様な情報発信による啓発方法を検討してほしい。

5 . 男女共同参画の推進

(1) プランの推進

第3次プラン 2019 改定版の進行管理にあたっては、八王子市男女共同参画施策推進会議からの意見等を参考に評価を行い、進捗状況を把握するとともに報告書を作成しました。評価結果を踏まえ、課題解決に向けて次年度以降の施策に反映していきます。

(2) 男女共同参画センターの運営

男女共同参画施策推進の拠点である「男女共同参画センター」のさらなる周知を図るとともに、男女共同参画の視点に立った講座や相談業務などその機能を充実させ、より効果的に事業を展開しました。

(3) 国・都との連携

男女共同参画社会の実現に向けた課題には、市だけでは解決できないものが多く存在しており、法や制度の整備に向け、国や東京都との連携を図っています。また、他自治体との情報共有を図っていきます。

6 . 資料

(1) 指標・数値目標

第3次プラン 2019改定版では、計画の進捗度を的確に把握、評価することで、男女共同参画社会の実現に向けた取組を計画的に推進するために、数値目標を設定しました。

体系	指標・数値目標		
めざす姿1 男女平等意識を確立し、あらゆる分野で男女が参画できる社会	重点課題1 男女平等と男女共同参画の意識づくり		
	学校教育の場において「男女平等である」と思う人の割合		
	策定時の値	現状値	令和5年度(2023年度)目標
	66.7%	66.8%	80%
	平成24年度(2012年度)	平成29年度(2017年度)	
	男女共同参画に関する市民意識・実態調査(八王子市)		
	性別による固定的な役割分担に「反対・どちらかといえば反対」と思う人の割合		
	策定時の値	現状値	令和5年度(2023年度)目標
	47.6%	55.1%	70%
	平成24年度(2012年度)	平成29年度(2017年度)	
男女共同参画に関する市民意識・実態調査(八王子市)			
めざす姿2 男女が互いに人権を尊重し暴力のない社会	重点課題2 あらゆる分野への男女共同参画の推進		
	市が設置する附属機関等における女性の割合		
	策定時の値	現状値	令和5年度(2023年度)目標
	28.1%	34.3%	50%
	平成24年度(2012年度)	令和元年度(2019年度)末	
	(男女共同参画課調べ)		
	市の女性管理職の割合		
	策定時の値	現状値	令和5年度(2023年度)目標
		14.0%	30%
		令和元年度(2019年度)	
(職員課調べ)			
めざす姿2 男女が互いに人権を尊重し暴力のない社会	重点課題3 配偶者等からのあらゆる暴力の根絶		
	配偶者等から何度も暴力を受けたことがある人の割合		
	策定時の値	現状値	令和5年度(2023年度)目標
	20.9%	21.2%	0%
	平成24年度(2012年度)	平成29年度(2017年度)	
	男女共同参画に関する市民意識・実態調査(八王子市)		
	配偶者等から一、二度暴力を受けたことがある人の割合		
	策定時の値	現状値	令和5年度(2023年度)目標
30.4%	28.8%	0%	
平成24年度(2012年度)	平成29年度(2017年度)		
男女共同参画に関する市民意識・実態調査(八王子市)			
めざす姿2 男女が互いに人権を尊重し暴力のない社会	重点課題4 困難な状況に置かれている方が安心して暮らせる環境づくり		
	セクシュアル・ハラスメントの被害経験者の割合		
	策定時の値	現状値	令和5年度(2023年度)目標
	8.0%	7.7%	0%
平成24年度(2012年度)	平成29年度(2017年度)		
男女共同参画に関する市民意識・実態調査(八王子市)			

体系	指標・数値目標		
めざす姿2 男女が互いに 人権を尊重し暴 力のない社会	重点課題5 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の確立		
	「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」という言葉の認知度		
	策定時の値 2.6% 平成24年度(2012年度) 男女共同参画に関する市民意識・実態調査(八王子市)	現状値 2.6% 平成29年度(2017年度)	令和5年度(2023年度)目標 10%
	乳がん検診の受診率		
	策定時の値 30.2% () ()は平成22年度 がん予防・がん検診に関する調査及び平成23年度 八王子市がん検診受診率より算出	現状値 28.5% 令和元年度(2019年度) (成人健診課調べ)	令和5年度(2023年度)目標 50%以上
	子宮頸がん検診の受診率		
策定時の値 35.0% () ()は平成22年度 がん予防・がん検診に関する調査及び平成23年度 八王子市がん検診受診率より算出	現状値 25.7% 令和元年度(2019年度) (成人健診課調べ)	令和5年度(2023年度)目標 50%以上	
めざす姿3 仕事と生活の 調和(ワーク・ラ イフ・バランス) が実現し、男女 が安心して、い きいきと生活で きる社会	重点課題6 ワーク・ライフ・バランスの実現のための意識づくり		
	理想の生活と現実の生活が一致している人の割合		
	策定時の値 17.8% () 市政世論調査 ()策定時の値は、平成24年度(2012年度)男女共同参画に関する市民意識・実態調査(八王子市)	現状値 42.1% 令和元年度(2019年度)	令和5年度(2023年度)目標 50%
	家事を男性・女性両方で平等に担っている人の割合		
	策定時の値 13.5% 平成24年度(2012年度) 男女共同参画に関する市民意識・実態調査(八王子市)	現状値 14.9% 平成29年度(2017年度)	令和5年度(2023年度)目標 40%
	重点課題7 男女が共にいきいきと働くための環境の形成		
	保育施設の待機児童数		
	策定時の値	現状値 25人 (令和2年4月) (子どものしあわせ課調べ)	令和5年度(2023年度)目標 0人
	育児休業制度を利用したかできなかった人の割合		
	策定時の値 13.4% 平成24年度(2012年度) 男女共同参画に関する市民意識・実態調査(八王子市)	現状値 12.7% 平成29年度(2017年度)	令和5年度(2023年度)目標 5%
介護休暇制度を利用したかできなかった人の割合			
策定時の値 12.7% 平成24年度(2012年度) 男女共同参画に関する市民意識・実態調査(八王子市)	現状値 8.2% 平成29年度(2017年度)	令和5年度(2023年度)目標 5%	
男女共同 参画の推進	「男女共同参画社会」という言葉の認知度		
	策定時の値 48.9% 平成24年度(2012年度) 男女共同参画に関する市民意識・実態調査(八王子市)	現状値 55.1% 平成29年度(2017年度)	令和5年度(2023年度)目標 80%
	「男女共同参画センター」を知っている人の割合		
策定時の値 16.5% 平成24年度(2012年度) 男女共同参画に関する市民意識・実態調査(八王子市)	現状値 17.8% 平成29年度(2017年度)	令和5年度(2023年度)目標 40%	

(2) 参考数値

プランの取組実績を経年で比較した数値を表すことで、男女共同参画社会の形成がどの程度実現したかを客観的に示しています。

統計を年度ごとに行っていない数値については、平成14、19、24、29年度に実施した「男女共同参画に関する市民意識・実態調査」の数値を比較しています。

		参 考 数 値				
め ざ す 姿 1	小中学校の女性管理職の割合(校長及び副校長)					
	年度	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
	割合(%)	14.5	15.3	16.2	15.2	15.2
	(学校教育部教職員課調べ)					
	性別による役割分担意識にとられない人の割合					
	家事・育児・介護について、「男女とも平等に分担するのが望ましい」という選択肢を1つ以上選んだ人の割合					
	年度	14年度 (2002年度)	19年度 (2007年度)	24年度 (2012年度)	29年度 (2017年度)	
	割合(%)	48.3	51.5	52.2	50.3	
	女性差別撤廃条約の用語周知度					
	年度	14年度 (2002年度)	19年度 (2007年度)	24年度 (2012年度)	29年度 (2017年度)	
割合(%)		24.1	20.2	23.0		
市職員の管理職に占める女性の割合(課長相当職以上)						
年度	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	
割合(%)	10.1	11.5	12.6	13.0	14.0	
(職員課調べ)						
市が設置する附属機関等における女性の割合(あて職含む)						
年度	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	
割合(%)	32.4	32.9	33.8	33.1	34.3	
(男女共同参画課調べ)						
町会・自治会長への女性の参画率(会長)						
年度	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	
割合(%)	8.6	8.3	10.0	7.8	7.8	
(協働推進課調べ)						

参考数値

DV被害を受けた人の割合

配偶者又は交際相手から何度も暴力を受けた体験者の割合

年度	14年度 (2002年度)	19年度 (2007年度)	24年度 (2012年度)	29年度 (2017年度)
割合(%)	22.7	18.2	20.9	21.2

DV被害を受け相談しなかった人の割合

配偶者又は交際相手から暴力を受けたが相談しなかった体験者の割合

年度	14年度 (2002年度)	19年度 (2007年度)	24年度 (2012年度)	29年度 (2017年度)
割合(%)	50.4	51.2	56.6	57.7

市職員のDVに関する研修への参加者数(被害者への二次加害防止)

年度	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
人数	23	76	76	93	118

(男女共同参画課調べ)

女性のための相談件数(男女共同参画センター)

年度	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
件数	2,301	2,423	2,662	3,523	3,691

(男女共同参画課調べ)

リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)の認識度

年度	14年度 (2002年度)	19年度 (2007年度)	24年度 (2012年度)	29年度 (2017年度)
割合(%)		3.3	2.6	2.6

めざす姿 2

女性の労働力率

満15歳以上の人口のうち、就業者と完全失業者(就業していないが、就職活動をしている失業者)の合計を指す。

年度	17年度 (2005年度)	22年度 (2010年度)	27年度 (2015年度)
割合(%)	45.0	43.8	48.2

(国勢調査報告より)

職場における男女間差別の有無

職場において、仕事の内容や待遇面で、女性は男性に比べ差別されていると思う人の割合

年度	14年度 (2002年度)	19年度 (2007年度)	24年度 (2012年度)	29年度 (2017年度)
割合(%)		11.0	8.2	15.3

めざす姿 3

参考数値

女性の平均勤続年数

都内事業所における女性の平均勤続年数

年度	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
年数	9.2	8.8	9.0	9.2	9.0

(東京都男女雇用平等参画状況調査結果報告書より)

市男性職員の育児休業取得率

年度	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
割合(%)	15.2	27.3	25.9	23.8	40.4

(労務課調べ)

高齢者(65歳以上)における男女の所得格差

(千円)

年度	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
男性	2,345	2,458	2,381	2,300	2,286
女性	505	476	511	509	530
格差	1,840	1,982	1,870	1,791	1,756

※1人あたり年間所得額 千円未満四捨五入

(住民税課調べ)

母子家庭自立支援プログラム件数

児童扶養手当を受給中で仕事を探している人のプログラムを作成し、ハローワークに同行して、就職活動の支援を行った人数

年度	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
人数	53	50	64	42	51

(子育て支援課調べ)

子育てサークル数

年度	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
団体数	34	27	30	31	31

(子ども家庭支援センター調べ)

学童保育所における待機児童数の推移(各年4月1日現在)

年	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	平成31年 (2019年)	令和2年 (2020年)
待機児童数	370	283	172	215	154

(児童青少年課調べ)

保育施設における待機児童数の推移(各年4月1日現在)

年	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	平成31年 (2019年)	令和2年 (2020年)
待機児童数	139	107	56	26	25

(子どものしあわせ課調べ)

		参 考 数 値				
め ざ す 姿 3	保育施設における一時保育実施園					
	※平成27年度(2015年度)より、①認可保育所②認定こども園③家庭的保育④小規模保育⑤事業所内保育の5施設の数。					
	年度	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
	園数	22	25	25	25	25
	(保育幼稚園課調べ)					
ショートステイを実施している事業所						
※医療施設、小規模多機能型居宅介護を含む。						
年度	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	
件数	54	55	56	58	59	
(高齢者いきいき課調べ)						

(3) 八王子市男女共同参画施策推進会議開催要綱

(趣旨)

第1条 八王子市における男女共同参画に関する総合的な施策の推進について、外部の視点からの意見又は助言を求めため、八王子市男女共同参画施策推進会議(以下「会議」という。)を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。

(意見を求める事項)

第2条 会議において意見又は助言を求める事項は、次のとおりとする。

- (1) 「男女が共に生きるまち八王子プラン」の策定及び見直しに関する事項
- (2) 「男女が共に生きるまち八王子プラン」の進捗状況の評価に関する事項
- (3) 前項に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要と認められる事項

(参加者)

第3条 会議の参加者は、地域、労政、教育などの学識を有する者6名以内、及び公募等による市民4名以内、合計10名以内をもって構成する。

(会議への参加の期間)

第4条 会議への参加を依頼する期間は、最初の依頼から2年以内とする。

(座長)

第5条 会議に座長を置き、座長は会議を進行する。

(意見の聴取等)

第6条 市長は、必要があると認めるときは、参加者以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、市民活動推進部男女共同参画課において行う。

(補足)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 16 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

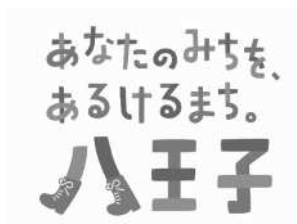
附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 38 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

男女が共に生きるまち八王子プラン（第3次）2019改定版
令和元年度（2019年度）評価報告書
令和2年（2020年）10月

発行 八王子市
編集 市民活動推進部男女共同参画課



〒192-0082

八王子市東町5-6 クリエイトホール8階

TEL 042 - 648 - 2230

FAX 042 - 644 - 3910

e-mail b050900@city.hachioji.tokyo.jp